【第三種郵便物認可】

作家らのマイナンバー収集

出版やＩＴ困惑顔

提供、事業主に強制できず

税と社会保障の共通番号（マイナンバー）制度の開始から1年を過ぎ、企業が取引先の個人事業主からの番号収集に追い込みをかけている。番号記載が義務付けられた支払調書の税務署への提出期限が来年1月末に迫っているためだ。ただ、どこまで収集を徹底する必要があるかは不透明で、個人との取引が多い出版やＩＴ（情報技術）業界には困惑も見える。

マイナンバー法は昨年10月に施行。国税分野では国税通則法や所得税法などに基づき、企業は今年1月以降の給与や報酬などの支払いに対する法定調書（源泉徴収票や支払調書など）に従業員や取引先などの番号記載が義務付けられた。

源泉徴収票に記載する従業員や扶養親族の番号については、多くの企業で計画的に収集が進んだが、報酬などの支払調書に記載する取引先の個人事業主らの番号収集は遅れも目立つ。特に、作家やプログラマーなど多くの個人と取引のある企業は苦心している。

「回収率はまだ5割。どこまで回収できるか読めない」。サイバーエージェントの担当者は明かす。同社は、ゲームアプリのデザイナーやインターネットテレビの出演者、ブログ執筆者ら約1500人からの収集が必要と想定。まず約600人に番号提供を求めたが難航しているという。

収集は法務、人事、経理、システムの4部門で構成する専門チームが担当。未収集の取引先にメールを送り、番号提供を重ねて要請している。個人事業主はメールに記載されたＵＲＬをクリックし、マイナンバーの通知カードや運転免許証などの画像を登録する仕組みだ。

講談社は今年8月、1～6月に5万円以上の支払実績があった作家ら約6千人に書類を郵送し、番号を記して返送するよう求めた。最終的な収集対象者は1万人になる見通しだが「提供を強く求めて作家との関係を壊すわけにはいかない」（編集総務部）。同社は社内サイトに社員向けの専用ページを設け、作家と直接会う編集担当者らにも対応を周知している。

企業が頭を悩ませるのは、マイナンバー法には番号を提供しない個人事業主に対する罰則はなく、提供を強制できない点だ。収集できない場合はどうすればよいか。

国税庁がホームページに掲載したＦＡＱ（よくある質問）によると、企業が番号記載は義務だと説明しても、個人事業主に提供に応じてもらえなかった場合、番号を空欄のまま支払調書を提出することを容認している。

ただ、税務署から「記載のない理由を確認させていただく場合がある」とし、「記載できない理由等を別途記録するなど、わかるようにしておく」ことを求めている。

どのような記録を残せばよいか、ＦＡＱでは示されていないが、マイナンバー制度に詳しい影島広泰弁護士は「番号提供に応じてもらえなかった個人事業主ごとに、提供を求める文書を送付した日付を記録し、リストにまとめておくとよい」とアドバイスする。

もっとも、番号記載のない支払調書が多数にのぼる場合は「税務署から理由について問い合わせを受ける可能性がある」（影島弁護士）。国税庁は来年分以降の支払調書について番号提供を重ねて促すよう求めており、企業は継続的な番号収集体制の構築が必要になりそうだ。（青木茂晴）

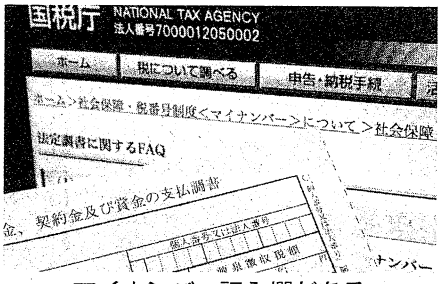

マイナンバー記入欄がある支払調書（手前＝見本）と国税庁のホームページ